

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与運営規程
福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与重要事項説明書

(株) 東京インテリアメディカルサービス
東京インテリア MS 福島

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の運営規程

(事業の目的)

第1条 (株)東京インテリアメディカルサービスが開設する東京インテリア MS 福島、指定(介護予防)福祉用具貸与事業所(以下「事業所」という)が行う指定(介護予防)福祉用具貸与事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会終了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定(介護予防)福祉用具を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業所の専門相談員は、要支援・要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な指定(介護予防)福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、指定(介護予防)福祉用具を貸与することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
2、事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名称 東京インテリア MS 福島
2、所在地 福島県本宮市荒井字清水 19-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名(兼任常勤福祉用具専門相談員)
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも指定(介護予防)福祉用具貸与の提供にあたるものとする。
2、福祉用具専門相談員 福祉用具専門相談員講習修了者 2名以上
福祉用具専門相談員は、適正な指定(介護予防)福祉用具貸与の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日～金曜日営業 但し、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)休みとする。
2、営業時間 8:30～17:30までとする。

(指定福祉用具貸与・指定介護予防福祉用具貸与の提供方法)

第6条 1、指定(介護予防)福祉用具貸与の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれる環境を踏まえるものとする。
2、指定(介護予防)福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文章を示して指定(介護予防)福祉用具の機能、使用方法、利用料等に関する情報を提供し、個別の指定(介護予防)福祉用具貸与に係る同意を得るものとする。
3、指定(介護予防)福祉用具の納品にあたっては、点検を行い、利用者の身体の状況に応じて指定(介護予防)福祉用具の調整を行うとともに、指定介護予防福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章を示し、十分な説明を行った上で、利用者に指定(介護予防)福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
4、利用者の要請等に応じて貸与した指定(介護予防)福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は、使用方法の再指導、修理等を行う。
5、消毒の方法 福祉用具消毒標準作業書による。

実施場所 (株)東京インテリアメディカルサービス 配送センター
住所 栃木県栃木市平柳町1-35-31 TEL 0282-51-8081

エアマット及びマットレス、クッション、寝具類に関しては、消毒及び洗濯委託契約により、外部へ委託する。
委託先 郡興株式会社 群馬県太田市新田大根町199-15 TEL 0276-55-3133

(取り扱う種目)

第7条 指定(介護予防)福祉用具貸与において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- | | | | |
|-----------|-------------|---------------|-----------|
| 1、車いす | 2、車いす付属品 | 3、特殊寝台 | 4、特殊寝台付属品 |
| 5、床ずれ防止用具 | 6、体位変換器 | 7、手すり | 8、スロープ |
| 9、歩行器 | 10、歩行補助つえ | 11、認知症老人徘徊感知器 | |
| 12、移動用リフト | 13、自動排泄処理装置 | | |

(利用料金)

- 第8条 1、指定（介護予防）福祉用具貸与を提供して場合の利用料の額は別紙料金表の通りとし、指定（介護予防）福祉用具貸与が法定代理受領サービスであるときは、その負担割合の額とする。
- 2、月途中でのレンタル料金（解約又は開始）についてはレンタル契約書（約款）に記するものとする。
- 3、指定（介護予防）福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、該当措置に必要な費用についてその実費を徴収する。
- 4、前3項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又は、その家族に対して事前に文章で説明をした上で、支払いを同意する旨の文章に署名（記入捺印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

- 第9条 1、通常の事業実施地域(居宅介護支援事業所・包括支援センター等)は栃木県内とする。

(虐待の防止)

- 第10条 1、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員その他従業者に周知徹底を図ること。
- 2、事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
- 3、事業所において、福祉用具専門相談員その他従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に（年1回以上）実施すること。
- 4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 1、事業所は、福祉用具専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次の通り設けるものとし、また、業務体制を整備する。
- A、採用時研修 採用後1ヶ月以内
- B、継続研修 年12回
- 2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
- 3、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和6年12月1日から施行する。

【福祉用具貸与重要事項説明書】

1. 事業者の概要

事業所名称	東京インテリアMS福島		
事業者番号	771400207		
事業所所在地	〒969-1104 福島県本宮市荒井字清水19-1		
電話番号	0243-37-8181	FAX番号	0243-37-8180
相談担当者名	下田 孝幸		
営業実施地域	福島県全域		

2. 事業内容

福祉用具貸与事業	介護予防福祉用具貸与事業
特定福祉用具販売事業	介護予防福祉用具販売事業

3. 事業所の職員体制

職種名	職務内容	人員
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
専門相談員	福祉用具貸与計画の作成・変更を行い、指定福祉用具貸与の提供に当たる。	6名(常勤6名)

4. 営業日及び営業時間

営業時間	8:30～17:30
休日(特別休暇)	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月30日～翌年1月3日)

5. 料 金

レンタル料金	別紙「当社カタログ」の通り
--------	---------------

6. お支払方法

原則、契約者の指定する金融機関から毎月指定日に自動引落。
また、契約開始月は納品時に現金にて支払い。

7. 衛生管理等について

従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。回収した福祉用具は、オゾン消毒及び
エタノール消毒・清拭をし、消毒が行われた福祉用具と行われていない福祉用具とを区分して保管します。

8. 身分証携行義務

サービスを提供する従業員は常に身分証を携行し、いつでも身分証を提示します。

9. 事故時の対応

事業所は、利用者に対する福祉用具貸与の提供により事故が発生した場合には、利用者と確認をとり、
市町村、利用者の家族、居宅介護(介護予防)支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 相談窓口・苦情対応・緊急連絡先

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口の名称)	所在 地	福島県本宮市荒井字清水19-1	
	電話番号	0243-37-8181	FAX番号 0243-37-8180
	受付時間	8:30～17:30	
	担当 者	下田 孝幸	
【市町村の窓口】	所在 地		
	電話番号		
【公的団体の窓口】 福島県国民健康保険団体連合会	所在 地	福島県福島市中町3-7	
	電話番号	024-528-0040	FAX番号
	受付時間	9:00～16:00	

11. 虐待の防止のための取組について

虐待防止に関する責任者

下田 孝幸

虐待の防止の為の研修を年1回以上実施します。

虐待の防止の為の指針を整備するとともに、利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応し、虐待が明らかになった場合は速やかに市町村窓口に通報すると共に、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

12. 事業の目的

要介護(要支援)状態にある高齢者に対し、適正な福祉用具貸与を提供することを目的とします。

13. 当社の事業計画・運営方針等について

利用者の心身の状況、希望及び環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活上の便宜を図るとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るよう努めます。また、関係市町村、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

なお、当社の事業計画、財務内容や利用者に係る「サービス提供記録」等は契約終了後2年間保管し、ご要望があれば、提示できます。

14. サービスの内容・提供方法及び取り扱う種目

(1) 「福祉用具貸与」及び「介護予防福祉用具貸与」は、要介護者又は要支援者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目の用具を貸与する介護保険制度上のサービスです。

(2) 事業所は、本契約期間中、厚生労働大臣が定めた種目の中から必要と認められる福祉用具について、候補となる複数商品の説明を行い、作成した福祉用具サービス計画に基づき貸与します。
福祉用具サービス計画書は利用者及び介護支援専門員に交付します。

(3) 福祉用具の提供に当たっては、利用者の要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止並びに介護する者の負担の軽減に資するよう、適切に行う。

(4) 福祉用具の提供に当たっては、常に清潔かつ安全で正常な機能を有する福祉用具の貸与を行う。

(5) この事業所において取り扱う福祉用具貸与の種目は次のとおりである。

1.車いす 2.車いす付属品 3.特殊寝台 4.特殊寝台付属品 5.床ずれ防止用具 6.体位変換器 7.手すり
8.スロープ 9.歩行器 10.歩行補助杖 11.認知症老人徘徊感知機器 12.移動用リフト 13.自動排泄処理装置
但し要介護度によって、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖以外は、原則利用が認められないが、
特例として一定の条件に該当する場合は、利用者が認められる例外給付もある。

15. 商品の納品、搬出の日時

レンタル商品の納入、搬出の日時につきましては、お客様の希望にしたがって行いますので、ご指示ください。

■重要事項について説明を受けました。

令和 年 月 日

ご利用者

住所 〒

ご家族

続柄:

住所 〒

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売運営規程
特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売重要事項説明書

(株)東京インテリアメディカルサービス
東京インテリアMS福島

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社東京インテリアメディカルサービスが開設する東京インテリアMS福島、特定(介護予防)福祉用具販売事業所(以下「事業所」という)が行う特定(介護予防)福祉用具販売事業(以下「事業」という)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員(厚生労働大臣が指定した専門相談員講習会修了者若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者)が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定(介護予防)福祉用具を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 1、事業所の専門相談員は、要介護者又は要支援者がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、取り付け、調整を行い、福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護するものの負担の軽減を図るものとする。
2、事業所の実施にあたっては、関係市町村、地域の保険、医療、福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1、名称 東京インテリア MS 福島
- 2、所在地 福島県本宮市荒井字清水19-1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1、管理者 1名
管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも特定(介護予防)福祉用具販売の提供のあたるものとする。
- 2、専門相談員 福祉用具専門相談員講習修了者 2名 以上
専門相談員は、適切な特定(介護予防)福祉用具販売の提供にあたるものとする。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- 1、営業日 月曜日～金曜日までとする。
但し、土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～1月3日)を除く。
- 2、営業時間 8:30～17:30までとする。

(特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売の提供方法)

第6条 1、特定(介護予防)福祉用具販売の提供にあたっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとする。
2、特定(介護予防)福祉用具販売が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文章を示して特定(介護予防)福祉用具の機能、使用方法、販売金額等に関する情報を提供し、個別の特定(介護予防)福祉用具販売に係る同意を得るものとする。
3、特定(介護予防)福祉用具販売の納品にあたっては、点検を行い利用者の身体の状況に応じて調整を行うとともに、該当福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、故障時の対応等を記載した文章を利用者に對し、十分な説明を行った上で、利用者に該当福祉用具を使用させながら使用方法の指導を行うものとする。
4、利用者の要請等に応じて販売した特定(介護予防)福祉用具の使用方法の指導を行うものとする。
5、その他の費用と致しまして、メンテナンス等の費用(交通費・作業費・点検代)を別途にてご負担頂きます。

(取り扱う種目)

第7条 特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売において、取り扱う種目は次のとおりとする。

- 1、腰掛便座
- 2、自動排泄処理装置の交換可能部品
- 3、排泄予測支援機器
- 4、入浴補助用具
- 5、簡易浴槽
- 6、移動用リフトのつり具の部分
- 7、スロープ(敷居用)
- 8、歩行器(歩行車を除く)
- 9、歩行補助杖(松葉づえを除く)

(販売価格)

- 第8条 1、特定(介護予防)福祉用具販売を提供した場合の販売価格は別紙のとおりとし、当該特定(介護予防)福祉用具が法定代理受領サービス(*①)であるときは、負担割合相当額とする。(*②)
2、福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合は、当該措置に必要な費用についてその実費を徴収する。
3、前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業実施地域(居宅介護支援事業所・包括支援センター等)は栃木県全域とする。

(虐待の防止)

- 第10条 1、事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員その他従業者に周知徹底を図ること。
2、事業所における虐待防止のための指針を整備すること。
3、事業所において、福祉用具専門相談員その他従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に(年1回以上)実施すること。
4、前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営に関する重要事項)

- 第11条 1、事業所は、専門相談員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。
A. 採用時研修 採用後 1ヶ月以内
B. 繼続研修 年 1回以上
2、従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
3、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後ににおいても、これらの秘密を保持するべき旨を従業者との雇用契約の内容とする。
4、この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は、令和 6年 12月 1日から施行する。

(*)の部分については、運営規定を策定する上で留意事項です。

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに自らも特定(介護予防)福祉用具販売の提供のあたるものとする。

特定（介護予防）福祉用具販売 重要事項説明書

2024.5.24改

東京インテリア MS 福島は、特定（介護予防）福祉用具販売にあたり、厚生労働省令第37号8条に基づいて、次の通り重要事項を説明し、実際の福祉用具の取扱いについては、取扱説明書に基づき実使用で説明します。

1 事業者の概要

(1)事業所の概要

事業所名	東京インテリアMS福島		
所在地	福島県本宮市荒井字清水19-1		
連絡先	電話番号:0243-37-8181 FAX番号:0243-37-8180		
販売事業者番号	0771400207		
管理者の氏名	下田 孝幸		
サービスの提供地域	福島県全域		
事業所の職員体制	職種	職務内容	人員
	管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名
	福祉用具専門相談員	特定（介護予防）福祉用具販売計画の作成を行い、特定（介護予防）福祉用具の販売を行うとともに、利用者に対して、特定福祉用具が適切に選定され、かつ使用される様特定福祉用具販売の提供にあたる。	6名
営業日(営業時間)	月曜日～金曜日8:30～17:30 休日 毎週土・日曜日・祝祭日・年末年始(12月30日～翌年1月3日まで)		
第三者評価の実施状況	未実施		

(2)当社の概要

名称・法人種別	株式会社 東京インテリアメディカルサービス
代表者名	利根川 隆弘
本社所在地	栃木県宇都宮市鶴田町1420-3

2 事業の目的及び方針

要介護状態又は要支援状態にある高齢者等に対し、適切な特定（介護予防）福祉用具販売を提供することを目的とします。

(1)サービスの内容・提供方法及び取り扱う種目

- 1)「特定（介護予防）福祉用具販売」は、要介護者・要支援者に必要な福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めた種目：(腰掛便座・特殊尿器・入浴補助用具・簡易浴槽・移動用リフトのつり具部分・スロープ・歩行器 歩行補助杖)の用具を販売する介護保険制度上のサービスです。
- 2)事業者は、利用者の心身の状況、希望、置かれている環境等を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助、適合、取付、調整等を行います。
- 3)福祉用具の納品の日時につきましては、お客様の希望にしたがって行ないますので、ご指定ください。
- 4)特定福祉用具販売計画の作成

利用者の日常生活や心身の状況及び希望を踏まえ、サービスの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した特定福祉用具販売計画を作成します。

特定福祉用具販売計画の作成にあたっては、その内容を利用者に説明し、同意を得たうえで、交付します。

5)購入費用(別途、当社販売カタログの通り)

特定福祉用具の購入にかかる「利用負担金(介護保険が適用される場合)」は、請求書に記載されている料金(以下、購入費)によるものとし、原則、購入費の1割(一定以上の所得のある方は2割または3割)の額となります。

介護保険を適用するうえで利用可能な購入費の上限額は、毎年4月1日～3月31日の12か月間で10万円までとなっており、超過分の購入費については全額(10割)ご負担いただきます。

また同一年度内において、介護保険を適用し購入済の種目を「再度」購入する場合は、原則、支給を受けられませんのでご注意ください。

6)その他費用

交通費 搬入出費用 点検 メンテナンス作業等に該当する場合は、別途その費用をご負担いただきます。

7)支払方法

原則として現金にてお支払いください。

(2)事故・事故等緊急時の対応

- 1)事業者は、利用者に対する特定（介護予防）福祉用具販売により事故が発生した場合には、利用者と確認を取り、市町村、利用者の家族、居宅介護（介護予防）支援事業者に対して、連絡を行う等の必要な措置を講じます。
- 2)事業者は、事業者の責により賠償すべき損害が生じた場合は速やかに対応します。
- 3)事業者は、事故が発生した場合には、その原因を解明し再発防止に努めるものとします。

3 ご利用の福祉用具

種 目	品 名	金 額	選 定 理 由

4 各種相談・苦情・等の窓口

(1)商品・サービスについての相談や苦情・事故・緊急時等については次の窓口で対応します。

当社	電話番号	0243-37-8181	FAX番号	0243-37-8180
お客様相談コーナー	相談者(管理者)	下田 孝幸	対応時間	8:30~17:30

(2)公的機関においても、次の機関において苦情申出等が出来ます。

市町村介護保険窓口	所在地		電話番号	
本宮市	対応時間		FAX番号	

福島県国民健康保険団体連合会	所在地	福島県福島市中町3番7号	電話番号	024-523-2702
	対応時間	平日 8:30~17:00	FAX番号	024-528-0989

5 衛生管理等について

(1)従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(2)事業所の設備及び備品について、衛生的な管理に努めます。

6 身分証携行義務

(1)サービスを提供する従業者は常に身分証を携行し、利用者又は利用者の家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。

7 虐待防止のための取組について

虐待防止に関する責任者	下田 孝幸
-------------	-------

虐待の防止の為の研修を年一回以上実施します。

虐待の防止の為の指針を整備するとともに、利用者及びその家族からの虐待等に関する相談に対応し虐待が明らかになった場合は速やかに市町村窓口に通報すると共に、その他の保険・医療・福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

8 サービスの提供内容にかかる記録 保管

サービス内容を記録し利用者からの申し出により当該情報を提供します。

サービス記録を2年間保管します。(複写に際しては、実費相当額を請求できるものとします。)

当事業者は、契約者に対する特定(介護予防)福祉用具販売にあたり、契約者又は代理人に対し、重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明し、また、商品の取扱について、注意事項について十分説明し、取扱説明書に基づいた実使用での説明を行いました。

福祉用具専門相談員

私は、特定福祉用具の購入にあたり、上記の通り、重要事項並びに商品の取扱について説明を受けました。

令和 年 月 日

契約者
(利用者) 住所 _____ 氏名 _____
電話番号 _____

ご家族 住所 _____ 続柄 _____
電話番号 _____ 氏名 _____

代筆
代理人 住所 _____ 続柄 _____
_____ 氏名 _____